

富田林市立学校園の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

～ 教育職員が輝く学校園現場をめざして ～

令和8年4月
富田林市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨及び本市の現状について

- (1) 計画の趣旨 3
- (2) 本市の現状 3

2. 目標について

- (1) 時間外在校等時間に関する目標 4
- (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標 4

3. 計画の期間について 5

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容について

- (1) 業務量管理・健康確保措置に関する方向性 5
- (2) 業務の3分類を踏まえた業務の見直し 5
- (3) 学校における負担軽減措置の推進 7
- (4) 教育職員の健康及び福利の確保 8

5. 関連する取組・今後のフォローアップについて 9

1. 計画の趣旨及び本市の現状について

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員が心身の健康を保持しつつ、その専門性を十分に発揮し、幼児児童生徒一人一人に対して質の高い教育を継続的に提供できる環境を整備することを目的として策定するものである。国が示す教育職員の業務量管理及び健康確保に関する指針や、富田林市教育大綱並びに富田林市教育推進プラン等の計画を踏まえ、業務量の適切な管理と健康確保措置を計画的に推進するために策定するものである。

(2) 本市の現状

本市においては、これまでも教育職員の在校等時間の把握や縮減に向けた取組みを進めてきたが、依然として月 45 時間を超える時間外在校等時間が生じている教育職員が一定数存在している。特に、学校行事、地域活動、部活動、保護者対応等に係る業務負担が大きく、教育職員が授業準備や研修等に十分な時間を確保することができていない現状が課題となっている。本市における令和6年度の教育職員の時間外在校等時間については以下のとおりである。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	平均	月 45 時間を超える教育職員の割合	月 80 時間を超える教育職員の割合
幼稚園	26.8 時間／月	23.1%	0%
小学校	35.5 時間／月	20.8%	1.3%
中学校	48.5 時間／月	65.5%	17.2%

参考) 時間外在校等時間の上限時間: 月 45 時間、年 360 時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1 か月の時間外在校等時間 100 時間未満、1 年間の時間外在校等時間 720 時間以内(連続する複数月の平均時間外在校等時間 80 時間以内、かつ、時間外在校等時間 45 時間超の月は年間 6 カ月まで)

「富田林市立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」より

幼稚園では、時間外在校等時間の月平均が26.8時間となっており、月45時間を超える教育職員の割合は23.1%、月80時間を超える割合は0%となっている。小学校では、時間外在校等時間の月平均が35.5時間となっており、月45時間を超える教育職員の割合は20.8%、月80時間を超える割合は1.3%となっている。中学校では、時間外在校等時間の月平均が48.5時間となっており、月45時間を超える教育職員の割合は65.5%、月80時間を超える割合は17.2%となっている。このように、本市における教育職員の業務負担は増大していることから、教育職員の業務の在り方を見直し、教育の質の向上につながる時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき基本計画を策定するものである。

2. 目標について

(1) 時間外在校等時間に関する目標

教育職員の時間外在校等時間について、国の指針で定める上限時間の範囲内とすることを基本とし、月45時間を超える教育職員の割合の縮減をめざす。また、年間を通じた時間外在校等時間の平均時間についても、段階的な削減を図ることをめざし、最終的な目標を以下のとおりとする。

- 1ヶ月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%とする。
- 時間外在校等時間の月平均時間を30時間程度とする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教育職員の心身の健康の保持・増進を図るとともに、教職の魅力向上の観点から、年次有給休暇の取得促進や、働きがいを実感できる職場環境の形成をめざす。また、ストレスチェック

や教育職員アンケート等を活用し、教育職員の心身の状況や職場環境等の状況について継続的に把握するとともに、必要に応じた改善を図る。

このことから、本項に関する目標を以下のとおりとする。

○ストレスチェックの回答率を50%以上にする。【35.1%】

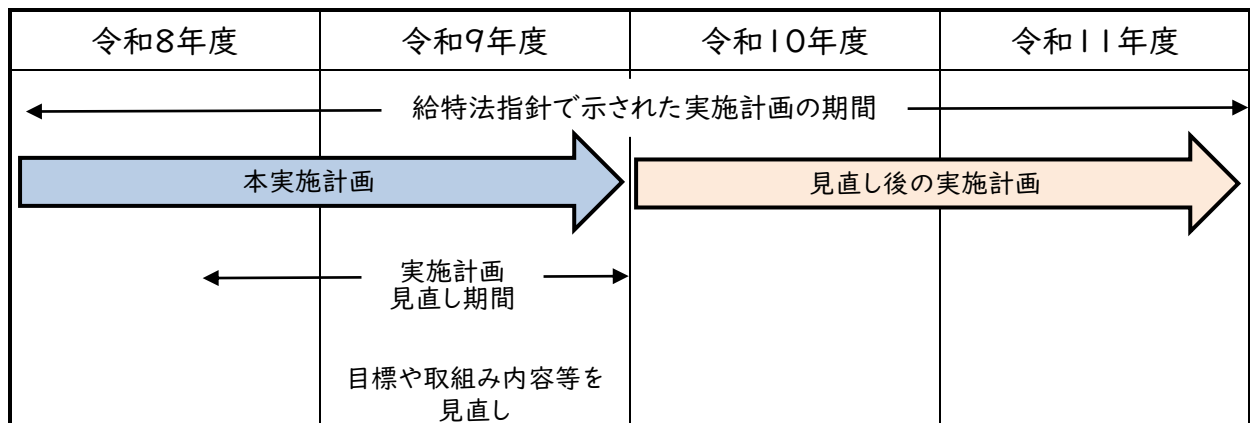
○年間の年次有給休暇取得日数の平均を15日以上にする。【13.4日】

【カッコ内は令和6年度の数値】

3. 計画の期間について

国においては、令和11年度までに、教育職員の1ヶ月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしていることから、本計画においても同様の期間を設定した上で目標の達成をめざし、計画の期間を令和8年度から令和11年度までの4年間とする。なお、計画期間中は、毎年度、取組み内容及び目標の達成状況について点検を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

【今後のスケジュール】



4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容について

(1) 業務量管理・健康確保措置に関する方向性

業務量管理にあっては、まず教育職員の勤務状況その他の業務量並びに健康及び福祉に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の

方策について検討するとともに、「富田林市立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」を念頭に取組みを進めることが重要である。このことから、本市教育委員会並びに各学校では、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」で示されている内容に基づき、本計画期間中の重点事項としてとして以下の内容に取り組む。

(2) 業務の3分類を踏まえた業務の見直し

〈学校以外が担うべき業務〉

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各校区の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の通学路の見守り等について、学校運営協議会・学校協議会等の場を活用し、保護者・地域住民に協力を要請する。

○放課後から夜間などにおける郊外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

○学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・給食費については、令和8年度中を目途に歳入歳出予算に組み入れた上で、公会計にて徴収・管理を行う。

○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校が弁護士等の専門家を活用できる環境として、市学校支援チーム（弁護士・臨床心理士・社会福祉士等）を構成し、当該苦情等に対して学校と市教育委員会が協働し

て対応できる体制を構築する。

〈教師以外が積極的に参画すべき業務〉

○調査・統計等への回答

- ・共同学校事務室の取組みを継続し、学校事務職員の理解を得ながら、その業務範囲の拡充を図る。

○学校プールや体育館等の施設・設備

- ・令和 8 年度当初より、すべての小学校において、民間事業所を活用した水泳指導補助等業務について外部委託を行う。

○部活動

- ・教育職員の負担軽減を図るために学校部活動に部活動指導員の配置を行う。
- ・地域クラブ活動等、学校以外が主体となる地域移行・地域展開に係る取組みの推進について検討を行う。

〈教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務〉

○授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備等を補助する教員業務支援員を全校に配置し、教育職員の負担軽減を図る。
- ・中学校において、自動採点システムを導入し、採点作業事務の負担軽減を図る。
- ・校務支援システムの導入及び利活用により、事務負担軽減を図る。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材がケース会議等へ参加し、教育職員がその専門的な知見を活用しつつ連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・特別介助員（医療的ケアのできる看護師）や介助員の配置、発達に係る専門家による巡回相談を継続的に実施する。

(3) 学校における負担軽減措置の推進

学校においては、以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図り、本来担うべき教育活動に注力できる環境を整備する。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数について、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- 休憩時間確保のために、授業終了後に休憩時間をまとめて設定したり、個人の休憩時間を分割して設定したりするなどの工夫した取組みを行う。

(4) 教育職員の健康及び福利の確保

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 長期休業期間中の学校閉庁日について、連続した7日間(土日祝日を含む)の設定を目標に、より一層の充実を図る。
- 定時退勤日について、各学校において定期的な実施を進める。
- ストレスチェックの回答率 50%を目標とし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- 時間外在校等時間の上限を超える教育職員に対して、産業医による面接の実施を推奨する。

5. 関連する取組み・今後のフォローアップについて

本計画の実効性を確保するため、市教育委員会事務局において、教育職員の在校等時間の状況や取組みの進捗状況を定期的に把握するとともに、その内容について市ホームページにおいて公表する。また、それらの取組み状況については、定例教育委員会会議や総合教育会議の場において報告することとする。

また、各学校の状況を確認した上で、本計画の内容に照らして課題が見受けられるときには、当該学校に対して聞き取り・改善に係る指導助言を行う。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることをめざし、当該学校に対する指導助言を行う。

本計画の実施にあっては、各学校における働き方改革の取組み推進について、様々な機会を捉えて各学校へ周知を行うとともに、管理職の意識向上も求められることから、市教育委員会からの啓発・支援の強化が必要である。併せて、各学校においては、学校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会や学校協議会等における協議も踏まえつつ、教育職員の働き方改革に向けた取組みを実施していくことが求められる。

本計画に係る取組みが、教育職員の適正な業務量と心身の健康の保持増進につながるものとなるよう、市教育委員会として継続的なフォローアップを実施していきたい。